

日高川河川敷利活用に関する
サウンディング調査実施要領

1. 調査の目的

和歌山県の2級河川である日高川河川敷を占用して、御坊市が管理運営している「日高川ふれあい水辺公園」は、御坊市の都市公園区域として都市計画決定され、左岸側のオートキャンプ場、ゲートボール場、せせらぎ広場、ミニゴルフ場、右岸側の多目的グラウンドは整備され供用開始をしていますが、一部箇所が未整備のまま残っております。

その箇所は、令和2年度に県が樹木伐採事業を行い綺麗に整地されましたが、そのまま放置しておくとも再度樹木が茂り、利用価値の低いエリアとなってしまいます。

また、当公園の右岸側は度々の集中豪雨により浸水し、グラウンドのまさ土が流される被害にも見舞われております。

そこで本市では、河川敷の制限がありながらも、民間活用の前提条件や参入意向をお聞きする「対話」を通じて、良好な都市景観の確保や地域のニーズに対応する民間活用の可能性を調査いたします。

2. 対象用地の概要

(1) 所在地

御坊市藤田町藤井地内及び御坊市藤田町吉田地内 2級河川日高川右岸河川敷

(2) 対象面積

約3ha

(3) 河川の制限

建築物、工作物等は不可。増水時直ぐに撤去できるもの、転倒式フェンス等は河川法に基づく占用許可が必要。その他河川管理者との協議が必要。

3. 調査の実施概要

(1) 調査の内容

- ① 河川敷利活用のコンセプト
- ② 敷地全体に対する活用部分（敷地全体使用、一部使用等）
- ③ 整備費用、維持管理費用の低減策に関する提案
- ④ 市に期待する要望事項等
- ⑤ 管理・運営手法等について
- ⑥ 河川敷利活用にあたっての課題

(2) 参加対象

日高川河川敷の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者

- ② エントリーシート提出時点で、御坊市建設工事等指名停止等の措置要綱（平成15年6月2日）に基づく指名停止期間中の者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
 - ④ 御坊市暴力団排除条例（平成23年御坊市条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団に該当する者
- (3) サウンディング実施要領の公表
令和3年8月24日（火）
- (4) 質問の受付
令和3年8月24日（火）～ 9月17日（金）17時まで
質問票に必要事項を記入し、受付期限までに電子メールにより、御坊市産業建設部都市建設課へ提出して下さい。電子メールにより提出後、確認のため質問票を提出した旨の連絡を行って下さい。
- (5) サウンディングの参加申込
令和3年9月6日（月）～ 9月24日（金）17時まで
エントリーシートに必要事項を記入し、下記受付期限までに電子メールにより、御坊市産業建設部都市建設課へ提出して下さい。電子メールにより提出後、確認のためエントリーシートを提出した旨の連絡を行って下さい。
- (6) サウンディングの実施
令和3年9月27日（月）～ 10月8日（金）
- (7) サウンディングの日時及び場所の連絡
サウンディングへの参加申込をいただいたグループの担当者宛に、実施日時及び場所を電子メール及び電話にてご連絡いたします。ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承下さい。
なお、対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
- (8) サウンディング結果の公表
サウンディングの実施結果については、市のホームページにより概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表いたしません。また、参加事業者のノウハウに配慮するため、公表に当たっては事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

4. 留意事項

- (1) サウンディングへの参加実績は、今後、事業者の公募を行う場合において、優位性を持つものではありません。
- (2) 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。なお、双方の発言とも、対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではありません。
- (3) サウンディングへの参加に要する全ての費用は、参加事業者の負担とします。

- (4) 提出書類の著作権は提出者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、本市が本調査の結果公表や今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。
- (5) 当該サウンディングはあくまでも民間活用の可能性を調査するものであり、民間事業者の公募実施の可否及び実施時期等については、あらためて検討した上でホームページにて公表いたします。
- (6) サウンディングにおける意見、提案等については、当該調査に関して民間活用の妥当性や有効性を判断するための検討材料として扱い、その後、他の要素も加えながら検証を行い、方向性を決定します。
- なお、検証結果によっては、民間活用を実施しない場合や実施方法そのものを見直す場合があります。
- (7) サウンディングへのスケジュールは先に示す通りであります。参加事業者の所在する地域又は当地域において新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言等や、当地域において天変地異における災害が発生した場合は、予告なく延期又は中止の判断を行う場合があります。

5. 申込・問い合わせ先

〒644-8686

和歌山県御坊市藪350番地

御坊市役所 都市建設課

電話 0738-23-5512

E-mail tosikensetu@city.gobo.lg.jp